

論点に対する回答

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	金融庁
論点	<p>1. 行政手続コストの 20%以上削減について [営業の許可・認可]</p> <p>① H30 年度の測定結果について、削減率が 0.23%と低いが、その要因について主要な手続(*1) 毎にご説明いただきたい。 (*1) 削減目標に係る行政手続コストが 5,000 時間を超えるものは少なくとも含めてください。なお、要因等が同じである場合には、適宜、まとめていただいても構いません。以下同じ。</p> <p>② その後の取組を踏まえ、最新の達成状況について、主要な手続毎に、可能な限り定量的・具体的にご説明いただきたい。 (現時点で、最新の行政手続コストを把握していない場合、電子申請利用率やシステムの改善による手続時間の軽減効果など、行政手続コストの削減を示唆する適当な指標を用いてご説明頂いて構いません)</p> <p>③ 最新の達成状況を踏まえ、2020 年 3 月までに目標達成する道筋、今後の取組について、主要な手続毎に、具体的、定量的にご説明いただきたい。 この場合、進捗の可視化を図るため、月次の進捗目標(*2) を設定して進捗管理を行うことが適切と考えられるが、貴省の考えをお示しくください。(可能な限り、具体的な月次目標についてお示しくください。月次目標設定が困難な場合はその理由をお示しくください) (*2) 削減率について月次目標設定が難しい場合、②と同様に、行政手続コストの削減を示唆する適当な指標について月次目標を設定いただいても構いません。</p>

【回 答】

今回ご説明させていただく当庁の行政手続コストの実績については、下記のとおり。

	手続名	平成 29 年度 コスト	平成 30 年度 コスト	削減率
(1)	日本における営業所の設置、位置の変更、種類の変更又は廃止の届出（銀行法第 8 条第 1 項）	589 時間	589 時間	0.0%
(2)	営業開始等の届出（銀行法第 53 条第 1 項）	4,763 時間	4,525 時間	5.0%
(3)	保険会社の届出（保険業法第 127 条第 1 項）	20,061 時間	20,061 時間	0.0%
(4)	保険持株会社の届出（保険業法第 271 条の 32 第 1 項）	788 時間	788 時間	0.0%
(5)	少額短期保険業の開始等の届出（保険業法第 272 条の 21 第 1 項）	746 時間	746 時間	0.0%
(6)	登録金融機関の事業報告書の提出（金融商品取引法第 48 条の 2 第 1 項）	2,122 時間	2,122 時間	0.0%
(7)	金融商品取引業等の諸届出（金融商品取引法第 50 条第 1 項）	15,113 時間	15,113 時間	0.0%
(8)	事業報告書の提出（貸金業法第 24 条の 6 の 9）	23,896 時間	23,896 時間	0.0%
(9)	特定目的会社の事業報告書の提出（資産の流動化に関する法律第 216 条）	5,806 時間	5,806 時間	0.0%
(10)	前払式支払手段の発行に関する報告（資金決済に関する法律第 23 条第 1 項）	30,824 時間	30,824 時間	0.0%
	計	104,707 時間	104,469 時間	0.23%

① H30 年度は、(2)の手続について 30 年 8 月に銀行施行規則を改正し、一部手続を廃止したことで同手続のコストを 5%削減することが出来た。その上で、主要行、地域金融機関、証券会社等にコスト削減に向けた方策に係る課題等についてヒアリングを実施しながら、電子化に係る環境改善等に向けて中長期的な対応を検討してきたところ、こうした対応については予算措置が必要なものや他省庁における取組みを待つ必要があるものもあり、想定より時間がかかることが判明した結果、H30 年度においては行政手続コストの削減がみられなかった。

② これまで電子化に対応していなかった上記(2)(3)(4)(5)(7)(8)の各届出について昨年 12 月 26 日に e-Gov による受付を可能とした。これにより、上記

10の各手続については全て電子的な受付が可能となった。

また、同月27日には編集可能な形式の申請様式、使用方法に係るマニュアル、電子申請可能な手続に係る情報等を当庁ウェブサイトに掲載した。また、併せて業界団体を通じて電子申請が可能なお手続については原則、紙ではなく、電子的な手続に移行するよう所管業者に協力依頼を発出するとともに、当庁と業界団体との意見交換会においても同様の協力依頼を行っている。

- ③ 今後、所管業者に対し、引き続き電子的な手続の原則使用について周知徹底を図るとともに、1月中旬から2月上旬にかけて、今後の使用予定や使用に当たっての障害等についてアンケートを実施する予定である。アンケートの分析結果を踏まえ、FAQの策定を行うなど、必要な対策を講じていく。

こうした取組みを通じて、所管業者の協力のもと、各手続について電子申請が進むことにより、行政手続コストについて3月末には行政手続コスト20%削減を達成できると見込んでいる。また、月次目標としては2月末には10%の削減を達成したいと考えている(別添資料)。